# 訪問看護ステーション　笑

# 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、株式会社 SYO が開設する指定訪問看護事業所「訪問看護ステーション　笑」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問看護員等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　指定訪問看護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護計画を作成し、計画に沿って、看護行為を行う。

３　指定介護予防訪問看護事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防訪問看護計画を作成し、計画に沿って、看護行為を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

５　前４項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成 24 年京都府条例第 27 号）及び「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成 24 年京都府条例第 28 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　訪問看護ステーション　笑

（２）所在地　相楽郡精華町大字祝園小字一丁田 15-4

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第５条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１人（常勤兼務１人）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）看護職員　３人以上（常勤換算 2.5 人以上）

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護

（介護予防訪問看護）に当たる。

（３）理学療法士　１人以上

理学療法士は、主治医の指示による指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（４）作業療法士　１人以上

作業療法士は、主治医の指示による指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間等）

第６条　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

（１）営 業 日　月曜日から土曜日までとする。

ただし、リハビリテーションのみ８月 13 日から８月 15 日まで、12 月 30 日から１月３日までを除く。

＜サービス提供日＞　365 日

（２）営業時間　９時 00 分から 18 時 00 分までとする。

＜サービス提供時間＞　８時 00 分から 21 時 00 分までとする。

（３）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容及び利用料等）

第７条　事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその１割の支払いを受けるものとする。

（１）　病状・障害の観察

（２）　清拭・洗髪等による清潔の保持

（３）　食事及び排泄等の日常生活の世話

（４）　褥瘡の予防・処置

（５）　リハビリテーション

（６）　ターミナルケア

（７）　認知症患者の看護

（８）　療養生活や介護方法の指導

（９）　カテーテル等の管理

（10）　その他医師の指示による医療処置

２　第 11 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

（１）　通常の事業の実施地域を越えてから、片道５キロメートル未満　100 円

（２）　通常の事業の実施地域を越えてから、片道５キロメートル以上　300 円

３　正当な理由がなく訪問看護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。

キャンセル料については、前日までに連絡がある場合は無料、当日連絡の場合は、利用負担額の 50%とする。

４　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

５　前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第８条　従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やか

に主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時等における対応方法）

第９条　事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）、市町村及び京都府等に連絡するものとする。

２　利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第 10 条　事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条　通常の事業の実施地域は、京都府（京田辺市、木津川市、精華町、和束町、笠置町、井手町、南山城村）、大阪府（交野市、枚方市、寝屋川市、四条畷市、大東市）、奈良県（奈良市、生駒市）とする。

（衛生管理等）

第 12 条　看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第 13 条　事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（秘密の保持）

第 14 条　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 15 条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）　その他虐待防止のために必要な措置

2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 16 条　事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後 1 か月以内

（２）継続研修　年 1 回以上

2　事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供をさせないものとする

3　事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。

4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、株式会社 SYO と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

平成 25 年 10 月 1 日　施行

平成 26 年 4 月 1 日　改定

平成 27 年 4 月 1 日　改定

平成 28 年 4 月 1 日　改定

平成 29 年 4 月 1 日　改定

平成 29 年 6 月 1 日　改定

平成 30 年 4 月 1 日　改定

令和 3 年 4 月 1 日　改定